

6. 互助組合の会員・準会員

(1) 会員（寄附行為第22条，運営規則第2条・第3条，事務取扱規程第5条）

① 会員の資格

会員とは，次に掲げる者をいう。

ア．公立学校共済組合岡山支部に属する共済組合員。ただし，給与が市町村費負担等の共済組合員については，当該市町村等において補助金を交付される者に限る。

イ．財団法人岡山県教育職員互助組合の役職員

② 会員の所属

会員は，共済組合員が勤務する所属所（①のイに該当する者は互助組合）に所属する。

③ 会員資格の得喪

ア．県費負担の共済組合員となった者は，その共済組合員となった日から自動的に会員の資格を取得する。

イ．市町村費負担等の共済組合員又は互助組合の役職員となったときは，すみやかに市町村費負担互助組合加入申込書（様式集17頁）を所属所長等を経由して互助組合理事長（以下「理事長」という。）に提出することにより当該共済組合員又は役職員となった日から会員の資格を取得する。

ウ．当該共済組合員又は互助組合の役職員の資格を喪失したときは，その日から会員の資格を喪失する。

(2) 準会員（運営規則第2条，準会員規程第2条・第3条・第5条）

① 準会員の資格

準会員とは，次に掲げる者をいう。ただし，当該市町村又は国並びにそれらに準ずる機関において補助金を交付される者に限る。（アの場合は所属所の該当者，イの場合は当該市町村の該当者全員の加入が必要）

ア．岡山県内の幼稚園，小学校，中学校，特別支援学校に勤務する職員で文部科学省共済組合の組合員である者。

イ．地方自治法第252条の17の規定により岡山県教育委員会から市町村教育委員会に派遣された職員で岡山県市町村職員共済組合員である者。

② 準会員の所属

準会員は，①のア及びイに該当する職員が勤務する所属所に所属する。

③ 準会員資格の得喪

ア．①のア及びイに該当する職員となったときは，すみやかに市町村費負担互助組合加入申込書（様式集17頁）を所属所長等を経由して理事長に提出することにより，当該職員となった日から準会員の資格（会員と同等の権利義務）を取得する。準会員となった者には，会員証が交付される。

イ．当該共済組合員の資格を喪失したときは，その日から準会員の資格を喪失する。準会員であった者は，会員証を返納する。